新規業務開始のお知らせ　　平成 26 年 10 月 1 日

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター

日頃は、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当センターでは、お客様へのサービス向上を図る観点から、次の業務を平成 26 年 10 月 10 日より新たに開始することといたしました。これまでの業務同様ご利用いただければ幸いに存じます。

なお、これらの業務は、法に基づくものではなく、指定確認検査機関としての確認検査業務以外の当センター独自のサービスです。融資や新たな確認申請の資料としてご利用ください。いずれも当センター各事務所・支所で取り扱うこととしております。

また、詳細は各事務所・支所にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

１　既存建築物等の建築基準法適合状況調査業務

【業務の概要】

■既存建築物等の建築基準法適合状況調査は、国土交通省が平成 26 年 7 月 2 日に公表した「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、建築確認を取得しながら検査済証の交付を受けていない既存建築物等（工作物、建築設備を含む。）を建設時の建築基準法に遡り図上調査（書類調査）と現場調査により法適合の状況を調査するものです。

【想定される活用の目的】

■増改築や用途変更等における既存不適格調書の添付資料

■耐震診断における既存不適格建築物であることの根拠資料（法第 86 条の 7 関係）

■金融機関が融資を判断するための資料

■不動産流通における物件判断の資料　　等

【国への報告】

■業務開始を国に報告済みであることから、国のホームページへの搭載及び特定行政庁に情報提供がされます。

【手数料】

■四号建築物は、消費税を含め確認手数料相当額、その他の建築物は見積りとさせていただきます。

２　確認不要な建築物の法適合審査業務

【業務の概要】

■都市計画区域外の 4 号建築物や都市計画区域内における 10 ㎡未満の増築、一定規模のリフォーム、類似の用途変更など建築確認が不要な建築計画の法適合審査を行うものです。法適合審査は書類審査と現場検査がありますが、いずれも法に基づかない任意の審査・検査です。

【想定される活用の目的】

■建築確認のない建築物に対して金融機関が融資を判断するための資料

■不動産流通時における物件判断の資料

■その他　　等

【手数料】

■消費税を含め、確認手数料相当額とさせていただきます。